

道央廃棄物処理組合運営会議設置要綱

(設置)

第1条 道央廃棄物処理組合（以下「組合」という。）の運営の基本方針、重要施策等について協議するため、道央廃棄物処理組合運営会議（以下「運営会議」という。）を置く。

(構成)

第2条 運営会議は、管理者及び副管理者をもって構成する。

(協議事項)

第3条 運営会議の協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 組合の運営の基本方針に関すること
- (2) 組合の重要施策に関すること
- (3) 組合議会の議決事件で重要な案件に関すること
- (4) 前3号に定めるもののほか、管理者が必要と認める事項に関すること

(会議)

第4条 運営会議は、管理者が招集する。

2 運営会議の議長は、管理者とする。

3 管理者は、必要に応じ関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 運営会議に関する庶務は、組合事務局において行う。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、運営会議に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月22日から施行する。